

道路占用システムの電子化率向上のための 取り組みと今後の展望について

国土交通省 北海道開発局 建設部 建設行政課

1. 北海道開発局における道路占用システムの導入について

北海道開発局では、道路占用許可申請等における手続の簡便化と迅速化を目的とした「道路占用システム」を平成23年10月25日から運用を開始しております。運用から約6年が経過しておりますが、これまでににおける電子化率向上のための取り組みとそこから見えてきた今後の展望について紹介します。

2. これまでの利用促進の取り組みとその成果

北海道開発局における道路占用システムの運用開始年度末である平成24年3月31日時点での電子化率は、僅か1.8%と非常に低い数値でした。この理由としては、道路占用システムによる申請が可能になったことに対する周知不足や電子申請による操作方法の説明不足が考えられます。

このことから北海道開発局では、平成24年度から許可件数の多い公益占用物件（上下水道管、ガス管、電柱、電線等）を中心に電子化率向上に向けた取り組みを開始しました。

最初に、本局で公益事業者を対象とした「道路占用システム利用促進連絡会」を開催して各事業者に対して、道路占用システムの利便性を解説し、システム利用に関する意見交換も行いました。この連絡会では道路占用システムの改修要望等についての意見交換も行い、改善要望などの意見を把握し、実際に各年度に行われるシステム改良業務によって反映させています。

また、平成25年度からは更なる道路占用システムの利用促進のため、道内各地の公益事業者や地方自治体を対象として、操作担当者向けシステム操作説明会を全道各地で開催しました。説明会では、操作説明資料の配布に留まらず、模擬体験ソフト等を使用した、システムの操作方法の実践を取り入れた他、説明会終了後の問合せ対応なども丁寧に行いました。

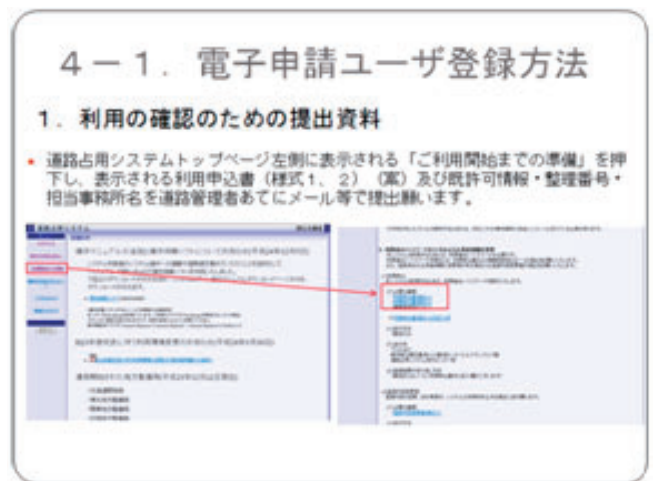
これら利用促進連絡会を始めとした道路占用システムの操作説明会は、平成25年度から現在までに合計33回実施されております。

<これまでの道路占用システムに関する説明会>

年度	利用促進連絡会	道路占用システム操作説明会
H25	本局 (5)	札幌 (1)、小樽 (1) 旭川 (1) 網走 (1)、室蘭 (1)
H26	本局 (3)	札幌 (2)、函館 (1) 旭川 (1) 釧路 (1)、留萌 (1)
H27	本局 (2)	札幌 (1)、釧路 (1) 帯広 (1) 網走 (2)
H28	本局 (3)、網走 (2)	網走 (1)、留萌 (1)

※「本局」表示は北海道開発局本局、都市名表示は該当表示の開発建設部又は管轄道路事務所で開催

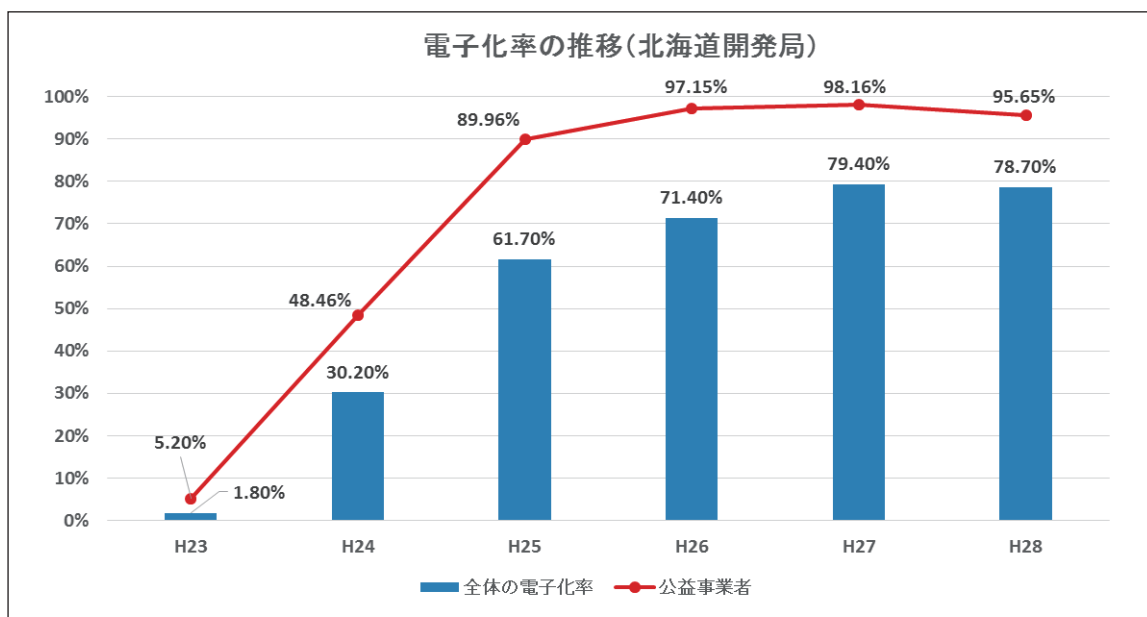
これらの取り組みの結果、システムの運用開始から次年度には、平成24年度の電子化率が30.2%と急上昇し、その後も順調に伸びていき、平成28年度末には、78.7%であり、公益事業者に限ると95.65%となりました。この数値に関しては、上記の取り組みに向けて行われた努力が一定の成果として現れたものと考えております。



<道路占用システム操作説明会資料>



<今年度開催された説明会の様子>



<北海道開発局の電子化率の推移>

3. 電子化率向上に向けた今後の展望

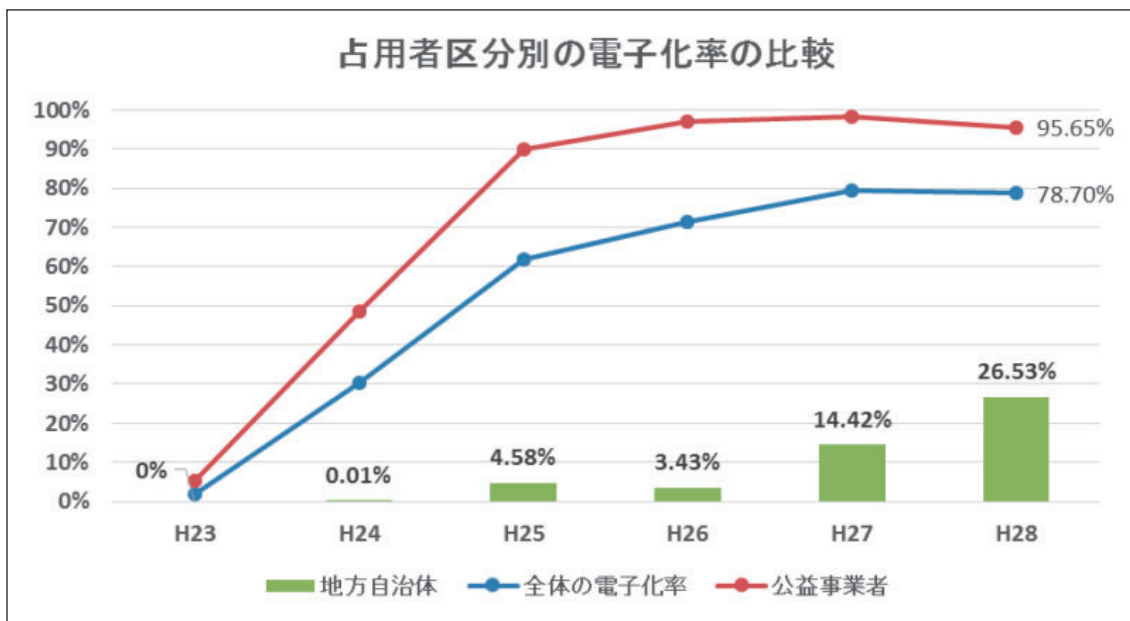
北海道開発局の電子化率については、先に述べたとおりですが、今後さらなる電子化率向上に向けて、以下の課題もあります。

(1) 地方自治体の電子化率

地方自治体の電子化率は、これまでの操作説明会等によるフォローを行った結果、平成 28 年度末に 26.53%に達しておりますが、主要な公益事業者の電子化率が現在までに、ほぼ 100%であることを考えると、まだまだ低い数値です。この原因としては、北海道開発局は管轄する一般国道の直轄延長が長く、北海道は面積的にも広大で説明会会場が遠方となる自治体もあり、参加が難しい場合もあります。

このことから、北海道開発局では、平成 28 年度から本局で開催していた利用促進連絡会を道内の各開発建設部でも開始することとしております。この連絡会では、地方自治体に身近にいる開発建設部担当職員が直接的にシステムに関する操作等の説明を行っています。また、システムが未利用となっている地方自治体については、直接お伺いして説明等を行い、利用促進の取り組みを進めているところです。

今後も引き続き、これらの取り組みを通じて道路占用システムをより一層利用しやすい環境を作ることと、電子化率向上の取り組みを行って行く予定です。



<地方自治体の電子化率の比較>

(2) 許可後の届出の電子化率

道路占用では、既許可に対して軽易な変更を行う場合は、届出による事務手続きも可能としており、システムでも利用可能ですが、通常の許可申請に比べて、届出の電子化率が低い状況が続いておりました。システムの利用登録者のなかには、占用許可申請までは、システムによる申請を行っていても、届出については、紙で行っている事例もありました。背景として、これまでシステムによる届出利用が周知不足もあり、十分に認識されていなかったことが考えられます。

電子化率の算出対象手続きである占用許可と各種届出の合計件数における届出の割合は、平成 28 年度で 33.79%であり、届出の占める割合は決して低いものではありません。届出の割合は近年増加傾向にあり、届出の電子化率が全体の電子化率にも一定の影響を与えています。

平成 28 年度には定例の利用促進連絡会に加えて、臨時の連絡会も開催して、届出についてもシステムを利用するよう周知しました。ある開発建設部では、昨年度の電子化率累計が70%程度であったのに対し、平成 29 年度は紙の届出の件数が減った結果、6 月分までの速報値ではありますが、90%を超える電子化率となりました。

このことから届出の電子化率は重要なポイントと捉え、引き続き電子化率向上に向け取り組みを強化していく予定です。

電子申請による届出のメリット

第2回利用促進連絡会
建設行政課路政第1係

関係資料は、45MBまで添付可能です。

昨今、デジタルカメラ画像等のデータ容量が増しているため、添付に当たっては、可能な範囲で縮小し添付願います。

24時間提出が可能であるため、すみやかに報告を行えます。

保守・緊急工事等について、紙よりも速やかに関係資料を付して届出することが可能です。(郵送期間、郵送料が控除されます。)

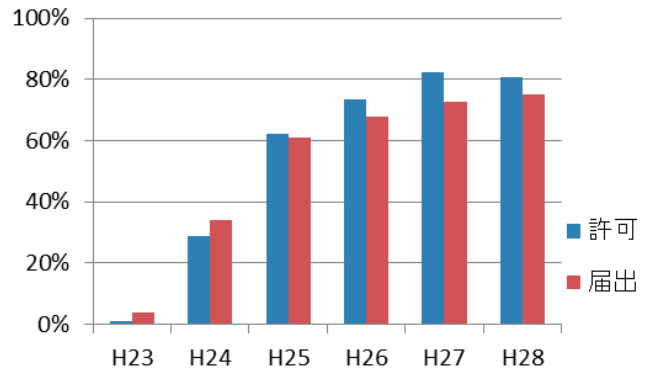
5年毎の保守点検結果の提出についても、電子申請の届出により可能です。

道路の維持管理、占用物件状況把握のため、届出内容によっては、事前または事後に提出先事務所との打ち合わせが生じます。その際は、説明資料を事務所へ配布し、届出は電子での提出をお願いします。
※手続きについては、紙申請の場合と変わりありません。

システム上で過去の提出内容を把握し管理する事が可能となります。

申請者・管理者共に、提出漏れ・確認漏れを防げるほか、過去に行った保守・緊急工事等の状況についても、システム上でストックし、確認することが可能となります。

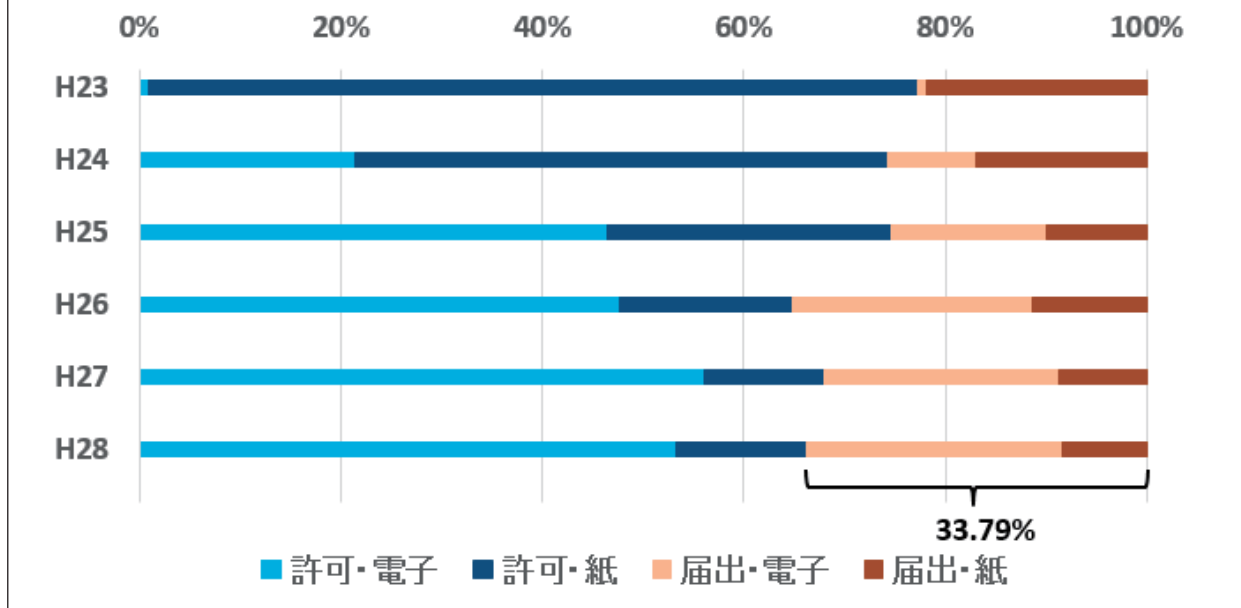
許可と届出の電子化率の比較



<届出の電子化を推進するための資料>

<許可と届出の電子化率の比較>

全手続件数における許可・届出の割合

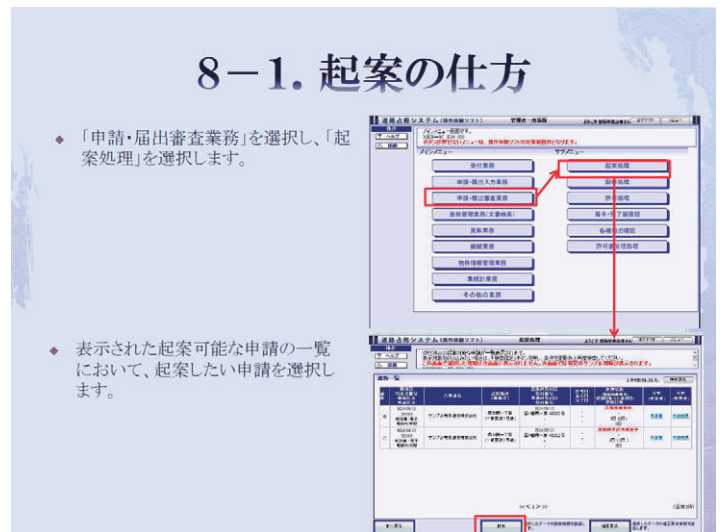


<許可と届出の占める割合の比較>

(3) 担当職員向け講習会の実施

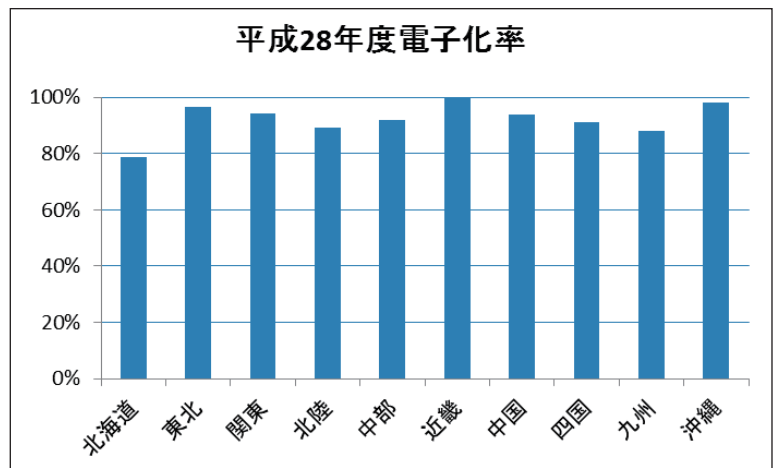
道路占用システムの利用促進を図るためには、その前提として、各開発建設部担当者の道路占用システムに対する知識が求められます。そのため北海道開発局では、人事異動等により、道路管理事務やシステム操作に不慣れな職員のために、人事異動前に配置予定担当職員向けに講習会を開催し、道路管理事務に関する知識や操作を体験することで、異動後に円滑に事務処理できるよう、取り組みを行っているところです。

担当職員の道路占用システムに対する知識を身に付けることで、申請者に道路占用システムの利用を促しやすい環境になることを期待しております。



4. 終わりに

北海道開発局における平成28年度の電子化率は、システム運用開始当初の1.8%から、78.7%と飛躍的に向上しました。しかし、全国的に見ると電子化率の低い地方整備局でも80%を超えており、全国平均では90%以上であることから、それと比較するとまだ、低い水準であるのが現状です。電子化率向上に向け課題はまだありますが、引き続き道路占用システムのメリットである手続の簡素化や、迅速化といったものをしっかりと周知していき、申請者がシステムを利用したいと思うような環境作りに取り組んでいきたいと思っております。



<平成28年度の電子化率の推移>